

新潟市臼井地域生活センターの管理運営について

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	臼井地域生活センター管理運営委員会
評価対象の期間	平成23年4月1日～平成24年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

評価項目		評価	新潟市南区役所地域課コメント欄
1	窓口関係	◎	A 利用者の苦情もなく、優良な施設サービスの提供を継続している。また、緊急時の対応マニュアルも整備されている。
2	職員	◎	
3	利用者のニーズ	◎	
4	非常時・緊急時	◎	

2.事業(市の事業、自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目		評価	新潟市南区役所地域課コメント欄
1			該当なし
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目		評価	新潟市南区役所地域課コメント欄
1	警備関係	◎	A 清掃や設備点検の業務については専門の業者に再委託を行っているが、全体的に優良な施設管理を行っている。
2	個人情報関係	◎	
3	再委託等	◎	
4	設備関係	◎	
5	備品等管理	◎	
6	清掃関係	◎	
7	管理記録	◎	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目		評価	新潟市南区役所地域課コメント欄
1	支払い	◎	A 各種料金の支払いは、滞りなく行っている。

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

地域生活センターを利用する地元の各種団体が集まり組織された管理運営委員会が、施設の管理・運営にあっている。地域住民の協力のもとに、地域に密着した地域コミュニティ活動の拠点施設として運営されており、指定管理者として優良と評価される。(「2.事業」は該当なし)

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 南区役所地域課 地域振興係 025-372-6615(直通)